

平成 29 年度著作物の保護と利活用に関する研究会活動報告

平成 29 年度は、国内外の著作権法制、知的財産政策の動向、著作権教育、デジタル技術と著作権法の乖離などについて研究を行った。

第 1 回研究会は、著作権法の正しい知識がないため様々な問題が起こっていることから「著作権検定を考える」をテーマに講演が行われた。「ビジネス著作権検定」の概要および今後の展開として教育現場で問題となっていることを題材とした「教育著作権検定（仮称）」についての説明があり、教育現場で起こっている問題や検定の必要性・普及方法などについて様々な意見交換がなされた。

第 2 回研究会は、「SNS 波浪警報発令 著作権の漂流！～時代は明日も変わる～」をテーマに講演が行われた。リスナーが配信者とコミュニケーションをとりながら視聴することができることから、ネット上にリアルタイムで動画を配信する「LIVE 配信」の人気があること、「投げ銭」と呼ばれるギフトを配信者に送る機能を使って配信者を応援できることなどの説明があった。また、配信者が抱える問題点として、学校の著作権教育が不十分で、コンテンツを制作する際に使用する音楽や映像などに著作権があること、それらが無断で使用してはならないことなどの知識がないことが挙げられた。

第 3 回研究会は、「教育に関する著作権法改正に伴う制度構築について」をテーマに講演が行われた。文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で検討されている ICT（情報通信技術）教育促進のための著作権の権利制限の見直しに対して、著作権団体（37 団体）は、ICT 教育を促進すべきと合意し、ライセンスなど適切な制度の受け皿づくりを検討するために平成 28 年 12 月に「教育利用に関する著作権等管理協議会」を設置したこと、内閣府規制改革推進会議からの補償の対象についての意見に対しては、教育利用に関する著作権等管理協議会から文化審議会著作権分科会宛に「人口減などで学校の維持が困難になっている地域の高校などでの 40 人以下の同時双方向型の遠隔授業における著作物の利用については特別な配慮をもって対応する」との意見書を提出したことなどの説明があった。

第 4 回研究会は、「SNS 上の著作権侵害」をテーマに講演が行われた。SNS 上の著作権侵害の特色として、「侵害が容易かつ、拡散性が高い」「権利回復のためには特定が必要」の二点が挙げられた。次に、発信者情報開示の準備として、「管理者が分かれば直接管理者に連絡を取るが、管理者が分からない個人のブログ等は、情報のデータが保存されているホスティングプロバイダに連絡を取る。」「自らが運営するブログ等のように侵害者と運営者が同一の場合は、ホスティングプロバイダが運営者の情報を持っていることが多いため、一度の手続きで侵害者にたどり着けることができるが、匿名掲示板等のように侵害者と運営者が別の場合は、ホスティングプロバイダも侵害者が誰かはわからないため、IP アドレスの開示を求める。」との説明があった。続いて、発信者情報の開示方法として、①IP アドレスの開示を受ける ②IP アドレスに紐付けられた情報の開示を求める という 2 段階の開示手続きが必要であるが、①については任意で受けられることはまずなく、仮処分手続きが必要であること、②については IP アドレスと異なり、発信者の氏名・住所は個人情報に当たるため、発信者が同意していない限り訴訟手続きが必要との説明があった。また、問題点として、「プロバイダにもよるがログの保存期間が通常 3～6 ヶ月程度と短く、速やかに発信者情報の開示請求を行わないと発信者を特定できないため、プロバイダ責任制限法の趣旨からしても、長い期間ログを保存する法律が必要。」との意見が挙げられた。

いずれの研究会でも、講演を受け委員からは様々な意見交換がなされた。

平成 29 年度に開催された研究会は下記のとおりである。

記

【第 1 回】

日時：平成 29 年 7 月 26 日（水）10:00～12:00

場所：公益社団法人著作権情報センター 会議室

議題 1：（講演）「著作権検定を考える」

〈発表者〉一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事 久保田裕 氏

〈ゲスト〉株式会社サーティファイ 事業推進部マネージャー 伊藤孝倫 氏

議題 2：その他

【第 2 回】

日時：平成 29 年 10 月 12 日（木）14:00～16:00

場所：公益社団法人著作権情報センター 会議室

議題 1：（講演）「SNS 波浪警報発令 著作権の漂流！～時代は明日も変わる～」

〈発表者〉放送作家・映像プロデューサー 河村シゲル 氏

〈ゲスト〉株式会社コラボテクノロジー 代表取締役 CEO 中山貴之 氏

ノースブルー総合法律事務所 弁護士 高安聡 氏

議題 2：その他

【第 3 回】

日時：平成 29 年 12 月 8 日（金）10:00～12:00

場所：公益社団法人著作権情報センター 会議室

議題 1：（講演）「教育に関する著作権法改正に伴う制度構築について」

〈発表者〉一般社団法人 日本写真著作権協会 常務理事 瀬尾太一 氏

議題 2：その他

【第 4 回】

日時：平成 30 年 2 月 22 日（木）14:00～16:00

場所：RYUKA 知財ホール

議題 1：（講演）「SNS 上の著作権侵害」

〈発表者〉浅川倉方法律事務所 代表弁護士 浅川有三 氏

〈ゲスト〉浅川倉方法律事務所 行政書士・事務局長 小西雅人 氏

浅川倉方法律事務所 弁護士 梅澤遥 氏

議題 2：その他

以上